

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 29 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第 5 号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 2 号中「警備課」を「危機管理課」に改める。

第23条中第 2 号を削り，第 3 号を第 2 号とし，第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第23条の 2 に次の 2 号を加える。

- (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務で県警察の所掌に属するもののうち、核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に係るものに関する事。
- (5) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第65号）第 2 条第 3 項に規定する特定物質をいう。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条第19項に規定する特定病原体等をいう。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。次条において同じ。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関する事。

第24条第 1 号イ中「（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）」を削る。

附 則

この公安委員会規則は，令和元年 9 月 1 日から施行する。